

2018年12月26日

日本学生支援機構の奨学金を貸与されていた皆様へ（注意喚起）

在学中に日本学生支援機構の奨学金を貸与されていた皆様は、既に奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいます。最初の引き落としができないとその後も延滞が続く恐れがあります。

そのためもう一度以下のことを確認してください。

- ・ 返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか。
- ・ 口座振替の手続きを行っていないために、日本学生支援機構から請求書を受け取って、その支払いが済んでいないようなことはありませんか。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、奨学生番号を準備し、今すぐ日本学生支援機構の相談窓口にご電話してください。

《日本学生支援機構の相談窓口》

TEL 0570-666-301

（海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話

専用ダイヤル 03-6743-6100）

※より詳しく奨学金について知りたい方は、こちらへ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>